

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 会員サポート実施規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）会員規則第8条に基づき、本会会員が、所属する機関又は施設等に対して利用者等の人権尊重の遵守を要求するに際し、本会に求めた支援（以下、「会員サポート」という。）の提供を適切に行うための手続き及び方法に関して定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 会員サポートは、本会会員が社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範に基づいて行った行動について、支援の要請があった場合に実施する。

- 2 本会会員が会員サポートを要請できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 人権侵害に当たる行為が行われている機関又は施設等の業務改善
  - (2) 人権侵害に当たる行為が行われる恐れのある機関又は施設等の業務改善
  - (3) 前各号の行動を行った際の、本会会員の身分の保全

## (支援の方法)

第3条 本会会員が会員サポートを求めた場合、本会は次の各号に定める取り組みを行わなくてはならない。

- (1) 人権侵害等の事実の調査
- (2) 支援計画の策定
- (3) 支援の実施

## (対応機関)

第4条 本会は、会員サポートの対応機関として、次の各号に定める機関を置く。

- (1) 受付窓口
- (2) 事実認定調査機関（以下「事実認定機関」という。）
- (3) 会員サポート対応チーム（以下「サポートチーム」という。）

## (受付窓口)

第5条 会員サポートの受付窓口は、本会事務局及び本会支部事務局とする。支部事務局は、会員サポートの要請を受け付けた場合、速やかに本会事務局に伝達しなければならない。

- 2 支援の要請は必ず文書で、会員番号、氏名及び事実内容を明記しなければならない。
- 3 支援の要請を受けた場合、本会事務局は本会会長に連絡し、本会会長は10日以内に事実認定機関を設置しなければならない。

## (事実認定機関の構成)

第6条 事実認定機関は、次の各号に定める者によって構成し、本会会長が任命又は委嘱する。

- (1) 本会理事
- (2) 支援を要請する本会会員が所属する支部を代表する本会会員

(3) 本会会員以外の個人

2 認定調査機関には、実費と本会の規則に基づく日当が支給される。

(事実認定調査機関の役割)

第7条 認定調査機関は、支援要請に関する事実認定調査を担うものとする。

(事実認定調査の方法)

第8条 事実認定調査は、次の各号に定める方法で実施するものとする。ただし、事実認定調査により、利用者及び本会会員の利益を損なうと判断される場合は、この限りでない。

- (1) 当該会員からの聴取
- (2) 人権を侵害されている利用者からの聴取
- (3) 当該機関又は施設等の関係者からの聴取
- (4) その他、事実認定調査のために必要と認めた者からの聴取

(事実認定調査結果)

第9条 認定調査機関は、設置から30日以内に事実認定調査の結果を本会会長に報告しなければならない。

(サポートチームの設置と構成)

第10条 本会会長は事実認定機関の報告に基づいて、会員サポートの要否を判断するものとする。支援が必要と判断した場合には、本会会長は、速やかにサポートチームを設置しなければならない。

2 サポートチームは次の各号に掲げる者3名～10名で構成し、本会会長がこれを任命又は委嘱する。

- (1) サポートチーム責任者（本会会長又は本会副会長のうち1名）
- (2) 本会理事
- (3) 本会会員の中で、当該機関又は施設等と利害関係がないと判断される者
- (4) 本会会員以外で、サポートチームに必要と認められる専門的知識等を有する者

3 サポートチームには、実費と本会の規則に基づく日当が支給される。

(サポートチームの役割)

第11条 サポートチームは、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 会員サポート計画の策定
- (2) 会員サポートの実施
- (3) 会員サポートに必要な関係機関との連携

(会員サポート計画)

第12条 会員サポート計画には、次の各号に掲げる事項を定め、当該計画に基づいて会員サポートを実施しなければならない。

- (1) 会員サポートの方法
- (2) 他機関との連携

- (3) サポートチーム内の役割分担
- (4) 会員サポートの実施から終結までの期間
- 2 前項の他機関とは国、地方自治体、苦情解決機関及び専門職団体等をいう。
- 3 会員サポート計画は、サポートチーム責任者がやむを得ないと判断し、サポートチーム全員の承認があれば変更することができる。

(会員サポートの方法)

第13条 会員サポートは、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 当該機関及び施設等への改善勧告
- (2) 当該機関及び施設等を監督する機関への通知
- (3) 関係機関への通知
- (4) 本会名による公告
- (5) その他会員サポートのための効果的な方法

(会員サポートの終結)

第14条 会員サポートは、会員サポート計画が実施され、実施期間が満了すれば終結するものとする。

- 2 実施期間を満了しても会員サポート計画の全部又は一部が終結していない場合は、期間を延長することができる。その場合、サポートチーム全員の承認を必要とする。

(会員サポートの報告)

第15条 サポートチームは、会員サポート終了後30日以内に報告書を作成しなければならない。

- 2 報告書は、事業報告書に掲載される。ただし、そのことよって利用者及び当該会員に著しい不利益が生じるおそれがあると認められる場合は、その全部又は一部を掲載しないことができる。

(秘密保持)

第16条 会員サポートに関係する者全員は、この過程で知り得た情報の一切について、その秘密を保持しなければならない。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
- 2. 社団法人大阪社会福祉士会会員サポート実施規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
- 3. 社団法人大阪社会福祉士会会員サポート実施規則（2004年4月1日）は、廃止する。